

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

東村山市議会議長 あて

2025 年 8 月 25 日
議席番号 21 番
質 問 者 渡 辺 み の る

記

1. 戦後 80 年 核兵器の完全廃絶と恒久平和のために東村山市ができること

アジア・太平洋戦争が終結し 80 年となる今年、核戦争の脅威がかつてないほどに高まっている。ロシアによるウクライナ侵略やイスラエルによるガザでのジェノサイドなど、国際法を踏みにじる行為が行われている。

東村山市は、核兵器廃絶平和都市を宣言し、市長は平和首長会議にも参加している。市として国内・国外に、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けたメッセージを強力に発信し、それを具体化する取り組みを拡げていくことを期待している。

核廃絶と平和のための取り組みを力を合わせて進めていきたい。そのためにも市として何ができるのかを共に考えるため、以下伺う。

- (1) 戦争や核兵器の悲惨さ非人道性を次世代に繋ぐために。
 - ① 戦争体験記を募集しているが、どのような活用を想定しているのか。
 - ② 市内在住の被爆者が被爆体験を語る様子を映像として収めたと聞いているが、活用はされているのか。
 - ③ 図書館前にある被爆石モニュメントや宣言プレートなどの保全をどのように考えていくのか。
- (2) ヒロシマ・ナガサキを二度と繰り返さないという東村山市の決意を内外に示すために、東村山駅東口にあった「核兵器廃絶平和都市宣言塔」を再建することを求めるが見解を伺う。
- (3) 今年の広島での平和祈念式典で、湯崎英彦広島県知事は「歴史が証明するように力の均衡による抑止は繰り返し破られてきた。抑止とはフィクションであり普遍の物理的審理ではない(要旨)」とスピーチした。政府に対して、アメリカの核抑止に依存するのではなく、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つために、核兵器禁止条約を批准する一少なくとも次回の締約国会議にはオブザーバー参加するように、核兵器廃絶平和宣言都市の首長として求めるべきと考えるが、市長の考えを伺う。

2. 学校における日の丸・君が代について

- (1) 入学式や卒業式で国旗の掲揚と国歌斉唱を行う目的と根拠は何か。

- (2) 上記について、児童・生徒にはどのように指導しているのか。また、増えている外国籍の子どもに対する指導についても伺う。
- (3) 学校で子どもや教員に「日の丸・君が代」への起立・斉唱を強制することは、憲法で保障する思想・良心の自由に反すると考える。国や東京都に対して、再考するように求めるべきと考えるが、教育委員会の見解を伺う。

3. いのちのとりで裁判の判決を受けた今後の影響について

本年6月27日、最高裁判所は2013年から15年にかけて行われた生活保護基準引き下げに係る処分取り消しに関する訴え—いわゆる「いのちのとりで裁判」について、国による生活保護基準額の引き下げは「その厚生労働大臣の判断に裁量権の逸脱またはその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法」とし、減額処分の取り消しを命じる判断を下した。

今回の最高裁の判断は、すべての生活保護利用者に反映されるべきもの。国は判決を受け、専門家による委員会を設置し8月13日に第1回目の会合を開催したものの、具体的な方針は示していない。原告の中には「司法の判断を履行しないのではないか」との懸念する声もある。

政府は、判決に従い早急に減額処分を取り消し、不足分を支給するとともに、すべての生活保護利用者に対して謝罪すべき。

一方、実際に保護の認定や保護費の計算・支給、ケースワーク業務などの実務を行うのは基礎自治体であることから、現在の状況などの確認のために、以下質問する

- (1) 現在まで、厚生労働省から判決を受けての情報提供などはあったのか。
- (2) 判決について、今後の対応に関する保護利用者からの問い合わせなどの状況を伺う。
- (3) 就学援助や税の減免など、生活保護基準が基礎となっている他の行政サービスへの影響も考えられる。当市においてはどのような事業が該当するのか。
- (4) 上記のように、生活福祉所管のみで完結するものではないことから、横断的な対策が必要となると考えるが、今後の対応はどのように想定されるのか。また、担当課長会や市長会ではどのような議論になっているのか。
- (5) 今回のいのちのとりで裁判に対する最高裁の判断は、すべての生活保護利用者に反映されるべきもの。直接、保護利用者として接し事務を行う市として、厚生労働省に対し判決に従い早急に減額処分を取り消し、不足分を支給するとともに、すべての生活保護利用者に対して謝罪すよう、要請すべきと考えるが見解を伺う。また、保護基準の見直しをする際、膨大な事務が発生することから、人員体制についても国による支援の必要があると考えるが、国に要請する考えはあるのか。

以上